



# 規制改革推進会議 医療・介護WG資料

議題：「健診情報の入手の容易化」について

平成31年2月28日

厚生労働省

# 健康情報（個人データ）の本人における入手について

本人は、個人情報保護法に基づき、健診結果等の個人データを入手可能である。開示される様式については、原則として書面の交付とされており、電磁的記録のメール添付等の方法に関しては個人情報取扱事業者と本人との同意によって可能である。

- 個人データの取り扱いについては個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法、条例など主体により異なる。
- 例えば、個人情報保護法においては、個人情報データベース等を事業の用に供している者を個人情報取扱事業者と定めており、本人は個人情報取扱事業者に個人データの開示を請求でき、また個人情報取扱事業者は本人に対して開示しなければならないとされている。
- 保有個人データを開示するにあたっては、個人情報の保護に関する法律施行令において書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）とされている。

## 個人情報の保護に関する法律

第28条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

## 個人情報の保護に関する法律施行令

第9条 法第28条第2項の政令で定める方法は、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）とする。

## 【参考】

- 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、標準的な電磁的記録の形式による健康診査の結果の提出を要請するように努めることとされており、また、厚生労働省健康局長・保険局長通知において健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録における標準的な電磁的記録の様式は定まっている。
- また、厚生労働省労働基準局長・保険局長通知において、事業者に対して、事業者から保険者への健診結果の情報提供にあたっては、保険者と事業者で協議・調整いただき、電子的な標準記録様式による方法やその他の適切な方法により、保存している健診結果の写しを提出するように定めている。

# 健診機関における健診結果の開示について

健診機関が、本人同意に基づいて健診結果の開示について可能かどうかについては、委託契約の内容によるものである。

- 「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏洩等の事実が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」（個人情報保護委員会公表）においては、個人データの取扱いについては委託元が委託先に対し、自らの判断で当該個人データの開示を行う権限を付与するなどの委託契約内容によるものであり、委託契約内容を踏まえ、具体的には個別の事例ごとに判断するとされている。

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏洩等の事実が発生した場合等の対応について」に関するQ&A

（個人情報取扱事業者）

Q 1-49 委託業務として、委託元の個人情報データベース等を利用していますが、この場合も、個人情報取扱事業者に該当しますか。

A 1-49 委託元の個人情報データベース等を加工・分析等をせずにそのまま利用する場合でも、委託された業務を行うために利用するのであれば「事業の用に供している」ことになり、委託先も個人情報取扱事業者に該当します。

（保有個人データ）

Q 1-52 個人データの取扱いが委託される場合、当該個人データは委託元と委託先のどちらの保有個人データとなりますか。

A 1-52 特に定めのない限り、委託元の保有個人データになると考えられますが、具体的には個別の事例ごとに判断することとなります。

委託元が、個人データを受託処理する個人情報取扱事業者である委託先に対し、自らの判断で当該個人データの開示等を行う権限を付与していないとき（委託元・委託先間で何ら取決めがなく委託先が自らの判断で開示等を行うことができない場合も含む。）は、本人に対する開示等の権限を有しているのは委託元であるため、当該個人データは委託元の「保有個人データ」となります。

## 【参考】

- 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、健康増進事業実施者が栄養指導その他の保健指導の実施を委託する場合は、委託先が栄養指導その他の保健指導を適切に行っているかについて、報告を求める等委託先に対して適切な管理を行うとされている。

# 健診受診者と健診実施医療機関との間の法律関係

健診受診者と健診実施医療機関との間の法律関係は、当事者の意思等の様々な事情の下で決まるものであり、一律に「診療契約が成立している」と言うことはできない。

- 一般に、当事者間においてどのような法律関係が生ずるかは、個々のケースごとに、当事者の意思を含めた様々な事情の下で決まるものと承知している。
- 健康診断の場合には、保険者・事業者等と健診実施医療機関との間に、健診の委託・受託に係る法律関係があると言うことはできると考えられるが、健診受診者と健診実施医療機関との間にどのような法律関係が生ずるかは定かではなく、一律に「診療契約が成立している」と言うことはできないと考えている。

(参考)

- ・ 契約は、相対立する2つ以上の意思表示の合致（合意）によって成立する法律行為である（法令用語研究会編『有斐閣 法律用語辞典（第4版）』（2012年、有斐閣））。
- ・ 法律行為の解釈は、行為者がその行為によって企図した経済的ないし社会的目的や、その行為がなされた場所における慣習等に依拠するべきであると通常考えられている（我妻ほか『我妻・有泉コンメンタール民法総則・物権・債権（第4版）』（2016年、有斐閣）204・205頁）。

